

資料

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の概要について

1. 背景、経緯

国においては、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律を策定し、農業や漁業の生産者と消費者をつなげる役割を果たすためのルールを定め、食品の持続的な供給を目指し、消費者の理解を得ながら、食品事業者が公正に取引を行うことを促進している。

流通において価格を決める市場においても、合理的な価格設定を進めるため価格の指標等を公表することが求められ、卸売市場法が改正された。

2. 改正内容

卸売市場法に規定された、以下の項目を市場で公表する。

(1) 国が指定した食品のリスト

取引において、国が指定した持続的な供給に要するコストがわかりにくい食品のうち、市場内での取扱いがある品目（例：玉ねぎ、馬鈴薯など）

(2) コスト指標

国が指定した食品に対する、生産や製造に要する費用を数値化した指標

(3) 事業者の努力義務

①取引相手から、費用等の考慮を求める事由（コスト指標）等を示して協議の申し出があった場合、誠実に協議に応じること。

②取引相手から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力をすること。

3. 施行期日

令和8年4月1日